

奈良県告示第二百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十年十一月奈良県告示第三百二十八号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成二十九年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
野迫川村檜股（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県五條土木事務所及び野迫川村役場総務課
野迫川村弓手原（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県五條土木事務所及び野迫川村役場総務課
野迫川村弓手原（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県五條土木事務所及び野迫川村役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。